

1 施行状況について

- 介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、1昨年4月に施行され約2年7ヶ月が経過したところであるが、全国の施行状況についてのアンケート調査の結果（本年7月1日現在）を別添のとおり取りまとめたので、情報提供する（参考資料2）。

2 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、情報公表制度の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項に留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の情報公表制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、一昨年より累次要請してきているところである。
- 引き続き、各都道府県等のホームページ等を活用して、より分かりやすい形で積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直し(手数料設定の創意工夫等)について

- 手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者等からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、国会や社会保障審議会介護保険部会等の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定方法等について議論の俎上にのぼっているところである。

- 現在の全国的な施行状況を見ると、
 - ① 当初2日程度と推定していた調査に必要な日数、時間等が、1日以内で実施されていること、
 - ② 当初想定していた事業所からの紙媒体による報告が、平成20年度からWEB化を導入したこと等から、公表センターにおけるパンチ入力等の入力経費が抑えられていること、など、事務の効率化が当初の予想以上に早く進んでおり、情報公表制度の施行時の手数料算定時の考え方が実態に見合わない状況になっていると考えられる。

- 今般、ご報告いただいた平成20年7月16日時点の手数料設定の状況を見ると、前年度と比べて、減額改定の県が約7割という状況であり、多くの都道府県で見直しに向けた取組が行われていることは承知しているものの、一方で約3割の県が変更無しという状況であり、また、都道府県間における手数料の金額の幅は約1.6倍、約2万3千円と大きな開きがある状況である(参考資料3)。

- 以上のような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定(参考資料4)するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる手数料の水準及び設定方法となるよう、必要な条例の見直し等について、引き続き、適確に対応するようお願いする。

- また、平成21年度に情報公表制度の見直しを行うこととしているので、見直しを踏まえた的確な対応をお願いする(資料6ページ～、参考資料1)。

(3) 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、利用者による利用者のニーズにあったより適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。
- 現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、都道府県間で大きな差がある状況であり、アクセスの低調な県も散見されるところである（参考資料5）。
- このため、各都道府県においては、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、普及啓発イベント、県の広報誌での紹介等、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。
- 今後とも引き続き、事業者向け説明会等、さまざまな手法で介護事業者や管内の事業者団体等に対する制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 国としての取組

- 情報公表制度の普及啓発に当たっては、国としても、介護サービス情報公表支援センターと協力し、パンフレット等の作成支援等を行っているところであるが、今後とも、政府公報の実施等、必要な取組を積極的に行っていく予定である。

〔参考：平成20年度政府公報の予定〕

名称：政府広報オンライン 暮らしに役立つ動画（フラッシュコンテンツ）

HPアドレス：<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/index.html>

HPへの掲載時期：11月上旬（予定）

エ 利用者の情報活用の利便性の向上について

- 情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

(4) 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。
- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(5) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報について、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査結果の均質性の確保等の観点から、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。

- しかしながら、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。
- また、情報公表制度における調査等の際に、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）や、調査員が唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をするなど、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関等の動向に留意しつつ、指定調査機関等に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 的確な報告の受理について

- 本年度から導入した事業所報告・調査結果報告のWEB化により、介護事業者からの報告内容の記入漏れ等に対応できるよう改善が図られたところであるが、情報公表制度の信頼を損ねることがないように、公表センターにおかれても、報告の受理に当たっては、引き続き、適確に報告内容を確認し受理するようお願いしたい。

(6) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

- 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。
- また、平成21年度においても、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、計画の基準日前の一年間において、事業者が以下の各区分内において、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となる予定であるので留意願いたい。

3 平成21年度の調査方法等について

(1) 平成21年度の報告・調査・公表の基本的な考え方

- 平成21年度についても、本年度と同様、平成19年度迄に施行した12サービス（主たるサービス）と同類型の予防サービス、地域密着型サービス（以下「予防サービス等」という）を一体的に実施している事業所の報告・調査については、事業所の事務的負担・経費的負担等に考慮する必要があること等から、主たるサービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを同時に報告・調査することとし、またその調査確認については、原則主たるサービスについてのみとする効率的な報告・調査を行うことを予定している。

(2) 平成21年度調査方法等の見直しについて【参考資料1】

- 制度施行後3年目を迎えた現在の施行状況等も総合的に勘案し、運用面での平成21年度の見直し策として、本年度までの調査方法を一部見直し、調査の効率化を行うこととしたものであり、具体的には、次の2点を予定しているので了知されたい。

①訪問調査体制の効率化

- 調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、弾力的に対応するものとする（介護保険法施行規則等の改正予定）。

《訪問調査員の構成について》

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示してきたところであるが、調査員1名の場合にあっても、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

②調査方法の簡素化

→ マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情が無い限り、あらためて現物の確認までは行わないものとする（課長通知の改正予定）。

○ 概要については、以下のとおり。

(3) 調査実務の例〔調査実務の流れの概要（一般的に考えられるフローチャート例）〕

【アンダーライン（二重線）は従来と異なる点】

① 各都道府県知事による調査計画の策定等

- 調査対象事業所の確定
- 調査対象事業所毎の調査月の確定
 - ※ 平成19年度迄に施行している12サービス（主たるサービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査
- 担当調査員又は担当指定調査機関（以下、「担当指定調査機関等」という。）への調査対象事業所の割振り
- 調査日程等の確定（担当指定調査機関等は、調査対象事業所との間で具体的な調査日程等を確定）

② 調査票の配布等

- 各都道府県知事又は指定情報公表セクター（以下、「公表セクター等」という。）から調査対象事業所へ介護サービス情報の記入帳票（「基本情報調査票」及び「調査情報調査票」）を配布
 - ※ 平成19年度迄に施行している12サービス（主たるサービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査
- 調査日の案内

(参考) 一体的な報告・調査を行う調査票の種類(予定)

- 様式① 訪問介護+介護予防訪問介護+夜間対応型訪問介護
- 様式② 訪問入浴介護+介護予防訪問入浴介護
- 様式③ 訪問看護+介護予防訪問看護+療養通所介護
- 様式④ 訪問リハビリテーション+介護予防訪問リハビリテーション
- 様式⑤ 通所介護+認知症対応型通所介護+介護予防通所介護+
介護予防認知症対応型通所介護+療養通所介護
- 様式⑥ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション+療養通所介護
- 様式⑦ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)+特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)+地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
- 様式⑧ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)+特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)+地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
- 様式⑨ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)+特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)+地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)+介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)+介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
- 様式⑩ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- 様式⑪ 小規模多機能型居宅介護+介護予防小規模多機能型居宅介護
- 様式⑫ 認知症対応型共同生活介護+介護予防認知症対応型共同生活介護
- 様式⑬ 居宅介護支援
- 様式⑭ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 様式⑮ 介護老人保健施設+短期入所療養介護(介護老人保健施設)+介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- 様式⑯ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護(介護療養型医療施設)+介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)

(注1) アンダーライン(二重線)部分が平成21年度追加予定サービスである。

(注2) 介護予防支援については、モデル事業の実施県等から、実質的に担当圏域での利用に限定されているため、情報公表制度に馴染まないとの御意見があったこと等を踏まえ、その取扱については、有識者等による情報公表制度の委員会で引き続き検討を行っていく予定である。

③ 調査票の記入及び報告（WEB入力・提出）等

- ▶ 調査対象事業所は、配布された「基本情報調査票」、「調査情報調査票」を記入し、介護サービス情報を公表窓口等に報告（WEB入力・提出）。

※報告に当たっての留意事項

- ・ 各項目について、原則主たるサービスについて回答することとする。

《基本情報》

- ・ 本体・予防サービス等にかかる共通項目は1回の入力（記載）で可能となるような構成

《調査情報》

- ・ 各項目について、原則主たるサービスについて回答

④ 担当指定調査機関等への介護サービス情報の通知（調査票の検索・出力）

- ▶ 公表窓口等から調査対象事業所より受理した介護サービス情報（記入帳票「基本情報調査表」及び「調査情報調査票」）が通知（配布）される（調査票の検索・出力）。

⑤ 事業所把握及び調査票の確認等（事前準備）

- ▶ 介護サービス情報（「基本情報調査票」、「調査情報調査票」）により、調査対象事業所の状況の把握及び調査票の内容確認。

⑥ 事業所訪問調査の実施（1名以上1組、原則1日以内）

※調査に当たっての留意事項

（共通項目）

- ・ 調査時における材料の確認は、原則主たるサービスにおける材料の確認（1件で足りる）によることとする。

（予防単独項目）

- ・ 当該予防サービス等特有項目にかかる材料により確認（1件で足りる）する。

（調査方法の簡素化）

→ マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、調査の初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降の調査では、特段の事情が無い限り、あらかじめ現物の確認までは行わないものとする。

⑦ 調査結果の同意

- 調査対象事業所に対して調査結果を報告し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて同意を得る。

⑧ 調査結果の報告（WEB入力）

- 調査員は、調査終了後、調査結果を速やかに公表窓口等または指定調査機関に対して報告
- 指定調査機関は、調査員からの報告後、速やかに、調査結果を公表窓口等に対して報告

(4) 平成21年度の対象事業所について

- 現在、著しく小規模な事業所に対する負担軽減として、介護保険法施行規則において、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の基準日前の1年間に提供を行った介護サービス等に係る居宅介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（以下「支払実績」という）が100万円以下である事業所に対して報告の義務を免除（事業所の任意による公表を除く）しているところであるが、本規定は以下のとおりの従来とおりの取扱いとする予定である。
- 主たるサービスが報告の対象（年間の支払実績が100万円超）となっている場合 → 予防サービス等にかかる年間の支払実績の如何を問わず、報告の対象
- 予防サービス等の単独事業所 → 主たるサービス単体事業所と同様、年間の支払実績が100万円を超える場合に報告の対象
- 主たるサービスが報告の対象を免除（年間の支払実績が100万円以下）されているものの、当該サービスと併せて指定を受けている予防サービス等にかかる年間の支払実績が100万円を超えている事業所 → 当該予防サービス等だけでなく主たるサービスも報告の対象

(5) 平成21年度の公表画面の取扱いについて

- 公表については、従来どおり、利用者の視点にたった公表画面の見やすさに配慮し、主たるサービスと予防サービス等の一体的な報告・調査を実施した場合においても、基本的に公表画面をサービス毎に分離して表示する予定で考えている。

(6) サービスが追加されることに伴う平成21年度の手数料設定について

- 手数料については、平成20年度から実施している主たるサービスと予防サービス等について一体的な報告・調査を実施する場合、単独事業所の調査等にかかる人件費や手間と同等であり、新たな手間はかからないと思料されることから、従来どおり、予防サービス等にかかる手数料は現行の本体サービスにおける手数料の中に一体的に含まれると解釈することが可能であると考えられ、21年度にサービスが追加されることが手数料を引き上げる要因にはならないと考えている。
- また、公表事務についても、事業所より一体的に報告を受けた情報は、公表システムに登録する際も一体的に取込むことができ、公表画面には自動的にサービス毎に表示されるシステムであるため、公表センターにおける事務負担やシステム関係の経費の増加要因とはならないことにご留意願いたい。

4 国庫補助事業について

(1) 「介護サービスの情報の公表」制度支援事業について【参考資料6】

- 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、介護サービス情報の公表に係る調査及び公表に必要な経費を国庫補助するものであり、来年度においても継続する方針で概算要求を行っているところである。
- 事業の実施主体については、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているところである。
- また、国庫補助対象事業については、本来の事業運営費のほか、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置等に必要な費用に充当するなど、特に必要とされる事業も広く対象としており、本年度も所要の予算枠を確保していることから、実情に応じて積極的に活用願いたい。
- なお、追加協議も相談に応じることとしているので、適宜相談願いたい。

5 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール【参考資料7】

- 情報公表制度については、介護保険法第115条の29第1項の規定を踏まえた介護保険法施行規則第140条の29において、制度の対象となるサービスを年々追加施行してきたところである。
- 平成21年度については、早期全面施行を図る観点から、今年度モデル調査事業を実施した小規模多機能型居宅介護等の各サービスを追加施行することを現時点では予定しているので了知されたい。

- なお、介護予防支援については、モデル事業の実施県等から、実質的に担当圏域での利用に限定されているため、情報公表制度に馴染まないとの御意見があったこと等を踏まえ、その取扱いについては、有識者等による情報公表制度の委員会で引き続き検討を行っていく予定であるので御留意願いたい。
- 当該追加施行に係る省令の公布及び改正通知の発出を平成21年3月に予定している。また、施行については平成21年4月1日を予定しているところである。
- 各都道府県においては、介護保険法施行令第37条の2第1項に定める報告に関する計画の策定、調査員の養成等制度の円滑な施行に向けて、適確に準備願いたい。

(参考：平成21年度追加施行予定サービス(15サービス))

- ① 療養通所介護
- ② 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
- ③ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
- ④ 特定施設入所者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
- ⑤ 特定施設入所者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
- ⑥ 夜間対応型訪問介護
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 認知症対応型共同生活介護
- ⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
- ⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
- ⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
- ⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
- ⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
- ⑭ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑮ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(注) 介護予防支援については、モデル事業の実施県等から、実質的に担当圏域での利用に限定されているため、情報公表制度に馴染まないとの御意見があったこと等を踏まえ、その取扱いについては、有識者等による情報公表制度の委員会で引き続き検討を行っていく予定である。

(2) 外部評価制度との関係について

- 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目について、昨年度、情報公表項目の原案を策定したところであり、本年度のモデル調査事業における実施結果等を踏まえ所要の調整を図り、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、情報公表項目の原案の検討結果等を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。
- 先月7日に開催された認知症・虐待防止対策主管課長会議で示されたとおり、外部評価制度においては、両制度の調査負担の軽減方策として、①「情報提供票」の見直し、②「自己評価項目」及び「外部評価項目」の見直しが検討されている。
さらに、事業者に過剰な事務負担、調査負担が生じないように、調査方法の効率化、具体的には、情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、できる限り、同一日に両制度の調査を行うことが望ましい等負担の軽減方策をあわせて検討しているところである。
- 何れにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。

(3) 「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」に係る円滑なデータ提供について

- 全国の介護サービス事業所の介護サービス情報を集積・分析する「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」については、平成17年度来、「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会等における協議のもとに、各都道府県、各情報公表センターのご理解とご協力を得ながら支援センターとの接続等の準備等が進められ、現在に至っているところである。
- 本システムは、介護サービス情報の公表制度の適正かつ円滑な運営に資するよう、公表情報間の相関関係の検証や統計的な分析等を行って、利用者が本当に使いやすい適切な公表項目の見直しにつなげていく等を目的としている重要なシステムであるので、本システムの趣旨・目的をご理解いただき、データ提供等について、円滑に進められるよう、改めてご理解とご協力のほどお願いいたします。
- なお、報告に当たっては、その内容に不備がないこと等に留意の上、ご報告願いたい。